

国際協力銀行環境ガイドライン
第2回パブリック・コンサルテーション・フォーラムの様式について

平成14年1月10日、国際協力銀行講堂において、国際協力銀行の環境ガイドラインに関する「第2回パブリック・コンサルテーション・フォーラム」が開催され、70名以上の参加者を集めて活発な議論が行われました。以下では質疑応答を中心に会議の様式をお伝えします。

(国際協力銀行の出席者)

総務部	木山次長、入柿課長
金融業務部	藤田課長
開発業務部	山田課長
環境社会開発室	本郷課長、森課長

冒頭ご挨拶

(木山次長)

総務部次長の木山でございます。よろしくお願いたします。本日は、たいへんご多忙の中、新年早々第2回の国際協力銀行環境ガイドライン・パブリック・コンサルテーションフォーラムにご参集いただきましてありがとうございます。御礼申し上げます。

まず、私のほうからご挨拶ということで前回、昨年12月6日に開催いたしました第1回のコンサルテーション・フォーラム以降の動きについて簡単にご説明させていただきたいと思っております。

第1回のフォーラムには、きょうご在席の皆様も含めまして80名を超える方々に来ていただきました。率直なご意見を承りましたわけでございますが、その模様、あるいは議事の子細などは私どものホームページで公開しているところでございます。

私どもといたしましては、この第1回のフォーラムでの議論、それから別途、個別にご意見をいただきました皆様、あるいは9月にいただいた新環境ガイドラインに関する提言の策定に携わられた皆さんとの意見交換を踏まえまして、前回お配りした私どもの案を修正したうえで、多少最終段階で調整に手間取りましたが、何とか年内ぎりぎり12月28日にパブリックコメントの募集をホームページ上で開始いたしました。今回のフォーラムでは、パブリックコメントの募集と併行いたしまして、特に本件に関心の高い方々にお集まりいただきまして、直接忌憚のないご意見を承る、またご議論をいただくことで、さまざまな立場の方々のご意見をより的確に今後の私どもの検討作業に反映していきたいと考えている次第でございます。

またご出席の皆様には、本日のご議論をさらに踏まえていただきまして、2月20日が締め切りのパブリック・コメントのほうにも積極的にコメントをお寄せいただければと考えている次第でございます。

さて、本日の取り進め方でございますが、まず私どものほうからパブリック・コメントをお願いしております新環境ガイドラインの案につきまして、前回お配りした案からの変更点を中心に説明させていただきたいと考えております。

そのあとで、特に論点四つを中心に説明させていただきたいと考えております。その4点は、まず人権配慮をどう取り扱うかが第1点でございます。次に個別事業等に関する情報公開をどのように行うか、情報公開の問題が第2点でございます。それからガイドラインの遵守を確保するための外部委員会のあり方についてが第3点目です。最後は、この新しい環境ガイドラインを実施に移すために必要な経過期間をどのように考えるかが第4点目でございます。この4点を中心に、私どものほうからまず説明をさせていただいたうえで皆様にご自由にご議論いただければと考えている次第でございます。

なお、本日のこれからの議論につきましても前回同様、内容をなるべく早く私どものホームページ上で公開させていただく予定でございます。ぜひ、活発な議論をお願いしたいと思います。簡単ではございますが、式次第、それから順序につきまして説明させていただいて、ご挨拶とさせていただきます。

(本郷課長より新環境ガイドライン(案)について説明)

個別論点の説明

(本郷課長)

まず最初が、人権関係でございます。ガイドラインの前書きの中で、人権につきましては次の2点が書かれてございます。環境配慮とは、自然のみならず、非自発的住民移転や先住民等への人権の尊重、他の社会面を含む環境への配慮であるということで、社会的側面の中に非自発的住民移転、先住民等への人権の問題が入るということを明示しているわけでございます。

また本ガイドラインは、人権に関する国際的な枠組みの中での議論を踏まえて策定されたものであると、このガイドラインが、どのようなものを踏まえて作られたかということを紹介しております。人権に関して非常に多様なご意見をいただいております。

主なものを紹介いたしますと、まず人権の尊重に関する原則、条約、協定、いろいろ数がございます。かなり幅広い内容、ある種高い理想に向かって努めるべきだといったような内容を含むもの、いろいろございますが、そういったものに沿って業務を行うべきではないかというご意見でございます。

それから2番目でございますが、「環境『社会』配慮」、今の案では「環境配慮」ということですが、環境のみならず社会ということを強調するために「環境社会」と、「社会」を入れてはどうかというご意見もありました。それからもう一方で、人権というのは非常に重要であるというは分かるが、個々のプロジェクトでどのようなことをすべきで、またどのような基準で評価すべきなのか、非常に曖昧ではないか、基準があれば評価も可能だろうけど、基準はなかなかないので、ガイドラインにはなじまないのではないかとというようなご意見もございました。

本行の考えでございますが、これは3番目のところをご覧いただきたいのですが、人権には個別プロジェクトで扱えるものと、国レベルで対応すべきものがある。我々としてはこの二つのグループに分かれるのではないかと考えています。

個別プロジェクトで扱えるものにつきましては、本行としても当然確認を行うべきだろうということで考えておりまして、具体的には何かといいますと、これが最初の二つ、先住民への配慮、住民移転問題でございます。

これらは人権面の重要な要素でございますので、このへんは当然確認可能だし、確認すべきものだと思っております。

HIV/AIDS、女性、子供等社会的弱者への配慮、こういった点についても、次第にプロジェクト実施主体者の中ではないんでありますし、レンダーとしてもそういった点は確認すべきではないかという点も認められてきておりますので、ここのあたりも含めるべきではないかと考えております。

第2点目が情報公開でございます。情報公開の時期でございますが、これは先ほどのフローチャートでも紹介いたしましたように、融資の決定前、決定後の二つに分かれて情報公開をするわけでございます。最初の融資決定前でございますが、カテゴリー分類後、速やかに情報公開を行うわけですが、案件の概要に関する情報、すなわち名称、国名、場所、事業概要、カテゴリー分類、その根拠、こういったものをウェブサイトで公開するわけでございます。

また、カテゴリーAの場合にはEIA提出を義務づけるわけでございますが、入手状況についてはウェブサイトで公開する。ただ残念ながら、このEIAというのはかなり大部になるケースもございます。1,000ページ、2,000ページのものもございますし、それをウェブサイトで公開するというのは、なかなか技術的に難しい面もございますので、物理的に原本は本行で保管しまして、ご要望があれば公開するというのを考えております。

融資契約締結後でございますが、環境レビューの結果、スクリーニングおよびそのベースとなりました情報としてのスクリーニングフォーム、これは情報公開する予定でございます。

情報公開に関するご意見でございますが、案件の概要についてどのような情報が公開されるのか明記すべきではないかと。本文の中では情報公開すると書いてありますが、なかなか具体的に分からない。これは、分からないというのは分からないから不安であるということだと思っておりますが、私どもとして今、ご説明申し上げました項目を中心に情報公開すべきだというふうに検討しているところでございます。

それから公開の期間を明示すべきであるという点、それから商業上の秘密に配慮すべきであるという点、案件の進捗が遅れないよう配慮すべきというようなご意見もありました。具体的にどんな情報を公開すべきかというのは、この項目について説明したわけでございます。

ここでご覧いただきたいのは米輸銀の例でございます。米輸銀ではProject、Location、Reference、PostingDate、Date EA Availということで情報がウェブサイトに一覧表の形で提示されております。例えばAltamira Gas Fired Combined Cycle Power Plant、これはLocationとしてメキシコのAltamiraということで出ております。私どもも、こういったものを参考として、これを若干でも上回るような形で情報公開できればと考えているところでございます。

続きまして公開の期間でございますが、私どもとしてはできるだけ長くをとることを考えております。融資の決定直前になりまして、そのプロジェクトに対する異論があるということが分かって、それからもう一度レビューし直すというのは、たしかに我々としてもたいへんなことでございますし、事業者にとっても迷惑、それからその影響を受ける方々にとっても大変なことでございますので、できるだけ早く結果を公開するということを考えております。ただし金融種類にはさまざまございまして、また本行のかかわり方、これもかなりばらつきがございます。先ほどは円借款と輸出金融の場合を申し上げましたが、さらには投資金融とアントア、いろいろケースがございます。セキュリティの点でもソプリの場合もあれば、プロジェクトファイナンス、コーポレートリスクファイナンスの場合、いろいろございます。なかなか一概にいうことは困難ではないかと考えております。円借款の場合には、また公開のタイミングについて政府との調整が必要と考えておりまして、これは現在、政府と調整しているところでございます。

個別の論点の3点目、遵守の確保でございます。本行は、本ガイドラインに示された方針や手続が適切に実施され、ガイドラインの遵守が確保されるよう努める。本行は、本行によるガイドラインの遵守を確保するため、本行のガイドライン不遵守に関する異議申立を受け付け、必要な措置を取る、というのが本文でございます。これにつきましては、幅広いご意見がございました。

まず最初に紹介させていただいたのが、以下の機能を果たす外部委員会等の組織を置くべきということでございます。公正・中立な立場から遵守に関する異議申立てを受け付け、専門性を持って必要な調査を行い、その結果に基づきJBICに対して勧告を行う、JBICに対して勧告を行う機能をもたせるべきだということでございます。

もう一つは、2)、受け付けた異議申立て、調査の結果、こういったものはただ単に勧告するに止まらず、その内

容を公表すべきではないかというご意見でございました。

それからまた別のご意見といたしましては、JBICにおける意義申立の手続が、競争相手に濫用される可能性があるのではないかと、悪意ある第三者ということが存在する可能性があるのではないかとご指摘がありました。それから外部委員会を設置する場合には、受付要件を明確にしないと機能しない、これは種々雑多な意見が出てきて、それをすべて受け付けるとその機能がマヒしてしまうのではないかと、これはテクニカルな面からのご指摘でございました。

本行は、2国間機関として適当な仕組みは何かにつき、継続的検討が必要だと考えております。これはかなり難しい問題でございまして、直ちにこれがベストだ、これがすぐできることだということは、なかなか言い切れないということのものですから、継続検討していこうということを考えております。また外部委員会の性格にもよりますが、設置をする場合には、場合によっては法令改正、予算措置が必要となる可能性もあります。それから悪意ある妨害的な申立、これは可能性として排除できないわけでございます。こういったものについて、どのようにして防ぐか、これは先ほどありましたように事務処理の遅れがあって、プロジェクトの進捗の遅れがあってならないのではないかとご意見がありました、それとも関連した形で解決方法を考えていく必要があると思っております。

それから最後の経過期間の問題です。本ガイドラインは〇年〇月〇日より施行ということで、まだ決めておりません。これにつきましては本行等における事務手続き上の観点及び事業者側への周知期間の観点の二つの点に留意する必要があります。経過期間につきましては現行の、例えば円借款のガイドラインですが、2年間の経過期間を設けてい

ます。とは言いながら、経過期間中も本行といたしましては、適用可能なものにつきましてはできるだけ早いタイミングで適用していきたいと考えております。この経過期間についてなかなか分かりづらいところもあると思っておりますので、円借款のケース、2年間の経過措置を設けておりましたので、具体的にそのときのケースを紹介させていただきたいと思っております。

(森課長)

95年8月に円借款の環境ガイドラインを改訂した際に、経過期間として2年間としました。その時に2年間とした根拠を説明いたします。新しいガイドラインを各国政府に説明した時点を起算点とすると、これから各国がプロジェクトを準備、すなわちフィージビリティスタディ調査を行い、かつ環境アセスメントを行うといった手続きを進めると、これはだいたい最低1年ぐらいかかります。それからその後、そのプロジェクトが円借款として日本政府に要請される、その要請から本行で審査手続きを行い、最終的に政府の了解を取るまでの要請から最終的な決定まで約半年から1年という年月が必要であるため、相手国政府が新しいガイドラインに基づきプロジェクトの準備をしてから本行融資が決定するまで、あわせて2年は必要ではないかということで経過期間を2年と設定しました。

実際やってみますと、だいたい国で2年で対応できたと記憶しておりますが、EIAの制度が違うとか、あるいは住民移転の対応についても我々が求めるものと違う、必ずしも十分でないという国もありまして、2年間で相手国に周知徹底してゆくことが十分ではないケースもございました。そういった面も念頭に置いて、これから各国の状況もいろいろヒヤリングしながら適切な経過期間を検討してゆく必要があるのではないかと考えております。

質疑応答

(入柿課長) ご静聴ありがとうございました。それでは皆様からご意見、ご質問等受けたいと思っております。

(参加者A)

たいへん画期的な新環境ガイドラインということで、最初に研究会の皆様やJBICのご関係の皆様へ深い敬意と大いなる感謝を申し上げます。1点だけ申し上げたいのは、非常にいいものを作っていただいたと思っておりますが、このお配りいただきました新環境ガイドライン(案)の13ページのところの真ん中からちょっと下ぐらいのところですが、カテゴリ-Aに必要な環境アセスメント報告書の、「以下の項目が満たされていることを原則とする」というところですが、円借款の場合の事務手続例などを見ますと、現地でEIAレポート公開ということで書いてありますが、ここの中の黒丸の3番目のところだと、EIAは公開が「要求される」というふうな形での締めくりになっております。例えば相手国政府にJBIC側から要求していれば、それでいいということになっているように見えるわけです。

ここまでくればコピーの取得が認められなければならない、という形での、はっきりとした姿勢を示すべきではないかと思っております。確かに2国間の場合は、いろいろな問題が出てくるということも考えられますし、政府によっては、なかなか情報公開になじまないような国々もあると思っております。しかし、やはり環境の問題というのは1国の政府とか、地球の中でいろんな国の人たちが一緒に生きていかなければいけないわけですから、大きく言えばそれぞれの国益にも入ることですし、地球益を優先しようということで、みんなで寄ってたかって知恵を出そうということで、この環境ガイドラインもできているのではないかと思います。ここはひとつ国益よりもっと上の地球益、そういう観点から、これは現地の方々も当然その国の言葉で分かるような形で、公開をするということをはっきり言い切って、そういう地球環境保護の先頭にJBICが立っていただくようなことで、ぜひお願いしたいということでございます。どうもありがとうございました。

(参加者B)

今の方と同じでございます。非常に高い理念に立った地球環境、あるいは人権、社会といったものに対して問題意識をもって、こういったガイドラインに向けてご努力されてきているということに対しては、異論なく敬意を表したいと思えます。エネルギーに関して申し上げます、やはり環境ということのひとつの軸に置き、加えて経済成長、あるいはエネルギーの安全保障という、この三つをバランスよく保つようなエネルギー政策という方向を指向しているようにうかがっております。

その関係におきまして、昨年の少し遅くに経済産業大臣の諮問機関である総合資源エネルギー調査会においても、2010年の第一次エネルギーのバランスをどういうふうに保っていくか、ということについて答申がなされたわけですが、現在、石油に関して言いますと52%弱、これが原子力その他のバランスという問題で多々ご議論があったようにうかがっておりますが、結果的に10年後では45%ぐらいまでデクラインしていきだろう、あるいはそれを目標としようという答申がなされているわけでございます。数字的に我々のエネルギーの根幹を担う、賄う石油ということにつきましては、その自主開発の問題等、いろいろ議論がございましたが、やはり備蓄等を含めてエネルギーセキュリティ、あるいはその石油の安定供給確保という観点から、我が国企業が世界の石油開発会社と伍してがんばっていくことを支援すべきである、という政策が一本確立されていると認識しております。

こういった中で昨今の新聞でもご案内のとおりでございますが、ご異論のあることを承知で申し上げますが、石油というのはやはり国際政治に翻弄される、非常に戦略性の高い物資と言い切ってもいい商品ということとして、カスピ周辺のみならず、相当熾烈な闘いで權益、あるいは開発権というものを獲得していくという営みが行われているわけでございます。こういった中で環境を無視しろという意味で申し上げているのではないので、どうぞ誤解のないようにお取りいただきたいわけございまして、企業が決して環境ということを軽視するというような一般的なイメージをもたれがちでございますが、決してそうではございません。

そういった中で私たち日本の企業も、まだ脆弱ではありますが、やはり合併を通じて巨大化している国際石油資本、国際石油企業、こういったところと競争上負けないような形で、環境という問題は非常に重要ではありますが、今回のご検討にあたってのガイドラインの策定、あるいは実際上の運用にあたりまして、国際競争、そういった競争力を損なってエネルギーの安全保障、こういったことに影響を与えるようなことのないような姿勢をおいていただきたいと思います。

それからもう一点は研究会の皆さん、長期にわたってご検討されてきているわけです。遅ればせながら私も、こういった動きというのをお知らせいただき2月20日パブリック・コメントということで、できる限り勉強させていただいて意見を述べさせていただくつもりにしておりますので、なるべくそういったパブリック・コメントに寄せられた意見というものも十分な時間をかけていただいて、ご検討たまわればということでございます。以上でございますが、細目のご議論に入っているところにボヤッとした、こんな一般論で恐縮でございますが、ぜひとも、こういったところをベースにおいてご議論いただけたらありがたいと思えます。以上でございます。

(参加者C)

金融機関の環境配慮ということに興味をもってまして、きょうは初めて参加させていただきました。3点確認したい点がございます。

4ページ目の(4)のところですが、相手国とそれから国際基準のような二つのスタンダードが、あまり掛け離れている場合というお話があったと思えます。そうすると借入人およびプロジェクトを実施主体との対話を行い、その背景理由等を確認すると書いてあるのですが、これは具体的にどういうことを示しているのか。私がイメージするには、相手国の基準が緩くて国際基準が非常にきつい場合に、国際基準を適用するように説得することなのか、結局説得されなかった場合はどういう対応になるのかという具体的な、その後確認してどうするんだということがまず第1点です。

その下の5番目の意思決定の反映ということですが、このパラグラフの最後の行が、適切な環境配慮がなされない場合には融資等を実施しないこともありうるというように書いてあるのですが、逆に言いますと、適切な環境配慮がカテゴリ-Aのプロジェクトで適切な環境配慮をするように働きかけても結局そうならないけれども融資をする場合があるということになると思うのですが、融資されない場合もあるということは、融資してしまう場合もあるということですね。このあたりが環境配慮されてないのに融資をしてしまうケースというのは具体的にどういうことをイメージすればよいのか、逆に言えばこういうガイドラインはあるのだけれども、これが抜け道になってしまって、結果としてガイドラインがあったのだけれど、そのとおりにならないけれど融資は、そのままされてしまいましたということがあるとしたら、どういった条件だったらそういうことになり得るのか。

具体的な条件等があればお知らせいただきたいということと、6ページ目の(4)でモニタリングの話が出ているのですが、この事後のモニタリングを借入人が報告するということですが、その借入人というのは当事者ですので、当事者の報告にどのくらい信頼性がおけるのか、これはやはり別な第3者機関のようなところの報告でなくてよいのかというのが素朴な疑問ですが、その3点についてよろしくお願いたします。

(本郷課長)

それでは、一つずつご説明させていただきたいと思います。

まず最初、国際基準と現地基準の乖離があった場合の話でございますが、いくつかケースが想定されますが、大きく分けると、ご指摘のように途上国の基準、例えば数値基準が国際的基準より甘い場合もあると思います。それからまた国によっては考え方が違っていて、例えば排出基準がない国もあります。環境基準だけで規制をしている国もあります。そういった制度上の違いもあります。

そういう意味で、二つ目のケースであれば、国際的な基準と比べてどちらが高いか低いかという議論ではないと思います。

国際基準と比較するという意味でございますが、国際的基準といった場合、例えば我が国の基準も我々としては国際的な基準と考えておりますし、その他の先進国基準も同様でございます。また世銀の基準もでございます。かなり幅があるというのも事実でございます。我々の意図しているところは国際的な水準、レベルであるかということがポイントでございまして、そういった基準と比べて、その国の基準が適切かどうかというのは置かれている状況で違うケースがあるわけです。

例えば典型的な例であれば、我が国のような人口密集地帯につくる工場と、それから砂漠で人がいない生物もあまりいないというようなところでつくるプロジェクトというのは必ずしも同じ環境条件にあるわけではございません。国際的な基準がすべてのプロジェクトのすべての地域、どんなところでも適用されるのが適当かということ、必ずしもそうではないのではないかとということが我々の考えでございます。ですから乖離があった場合には、なぜそうなんだと、そのプロジェクトが置かれている状況等をよく調べるということをやまず最初にやりたいということでございます。

その結果、私どもがやはり国際的基準でやらなければまずいのではないですかというようなケースには我々はそういう働きかけをいたしますし、その働きかけにもかかわらず、それが行われない場合には融資をしないということでございます。場合によっては、途上国で使われている基準のほうがそのプロジェクトを考えるにあたって妥当なケースもありうるので、そういったケースは排除しないという意味でございます。

それから環境配慮が、適切でない場合には融資を実施しないこともあり得ると。これは抜け道ではないかということでございますが、決してそういうことではなくて、計画段階であまり大きな問題ではないかもしれないけれども適切ではない部分があった場合、私どもはその点を融資の条件ということにするケースもあります。いろいろ働きかけをした結果、「こうこうこういうことをやっていただきたい」と言って、それを「分かりました」と言ったとき、直ちにはできないけど一定の、こういう段取りで行いますということを約束していただいたようなケース、これはやはり実質的に同じことが確保されるという点で融資することは可能だろうと、融資をしても大きな問題は起きないだろうと考えております。

それから3番目のモニタリングでございますが、借入人の報告を信ずるべきではないかというご意見もあるかと思いますが、それはやはり我々は原則借入人がきちんとしているということを前提にやっております。また、多くの場合は、モニタリングの結果につきましては現地の当局のほうに報告されることになるわけです。現地の環境当局は、例えば一定期間ごとに査察、立入調査を行うような仕組みももっていますし、我々の言っているモニタリングというのは現地の仕組みによるところがたいへん大きいと考えていただいてもよろしいのではないかと思います。ただ、事柄によっては、かなり大きな問題になる可能性があるといったようなケースには第三者によるモニタリングを行ってもらうということも考えています。実際、社会的な問題があるようなケースでいくつか我々も注意すべきプロジェクトがあるわけですが、そういった場合には我々自身が現地を訪れましていろんな話を聞くとか、状況を調査するというのもやっておりますし、また専門家がモニタリング結果をレビューするようなケースも行っております。これはケースバイケースで、内容に応じて現地からの報告、借入人からの報告だけのケースと、それ以外のケースと分けられると思います。

(参加者D)

2点ありますが、1点は質問でして確認です。いただいた輸出金融の場合の事務手続例の下の(注)でEIAレポート等については情報公開制度に基づき公開となっておりますが、本文のほうは8ページのほうの2つ目に環境アセスメント報告書等を速やかに公開すると書いてあります。ここははっきりとしておきたいのですが、情報公開制度の場合は吟味をして公開しないケースがあるわけですが、しかし本文のほうは速やかに公開、つまりすべて公開されると読み取れるのですが、これはどちらが本当なのかということを確認したいと思います。

2点目は質問というより意見かもしれませんが、経過期間についてですが、先ほど本郷課長のほうも経過期間中で可能な部分から適用と、森課長もそのように説明されていましたが、その場合のある程度の目安、もちろんはっきりとこの部分は適用するとか、この部分は適用しないとかいうことが言えないということは分かるのですが、例えばSAPROFなどを使う場合はJBICの関与が、かなり歴然としてますし、こういう場合は絶対的に早めに適用ができるのではないかとか、こういうのはグレーゾーンとか、そういう点については今後もう少し精査して、特にできるものについては明確に、こういうスキームの場合はできるというふうに示してほしいと思います。それについては経過期間ができるだけ短くしてほしいというのはひとつありますが、それは意見として止めていただければと思います。以上です。

(本郷課長)

第1点目のご質問の情報公開の件でございますが、先ほどの事務フローのところでは、まさに手続として情報公

開の手续にしたがって公開するという事でございまして、基本的には8ページにあるとおり公開でございます。私どもとしましては、実は文書の公開になりますと、さまざまな手続があるわけです。手数料をいただくとか、コピーをどうするのかとか、どういうフォーマットでやるのかとか、そういったところがあるものですから、そこは基本的に情報公開の手續きにしたがってやらせていただくと、ただ、ここに書いてございます通り、公開するという方針は方針ですので、基本的にはすべて公開させていただくということでございます。

(参加者E)

きょう初めて環境ガイドラインを見させていただいたのですが、非常に細かいところにいろいろわたっていきまして、それを全部理解するのは今回だけでは非常に難しい。意見募集期間が2月20日まで求められているのですが、今後の最終的なものを策定するうえでのプロセスですが、お聞きしたいのは、もう一度ぐらいこういったパブリック・コンサルテーションを行われる予定があるのかどうかということと、今回東京で行われているのですが、特に関西方面とか、そちらのほうでのコンサルテーションの可能性は考えていらっしゃるのでしょうか。

(本郷課長)

このようなコンサルテーションの場を設けるという点でございますが、パブリック・コメントの期間中は、もう1回は少なくとも設けたいと考えております。また東京以外の地方というのは、ほかにもご要望がありますので、どうすることが可能なのか考えたいと思っております。

(参加者F)

私、前回のパブリック・フォーラムでも発言させていただきまして、またそのときの議論も承知しておりますが、今回先ほどのJBIC側からのご説明では、かなり論点を絞られて臨まれておりますが、私、この場で私どものこういうビジネスの観点から、やはり原点に戻った認識というのが非常に重要ではないかと、そもそも国際協力銀行、いわゆるOOF、ODA両方の業務が統合した、そういう存在でございます。いわゆる国際金融等業務については、基本的に日本の民間企業による貿易、および海外の経済活動を促進するために貸付の業務をする、それがJBICのOOFの目的でございます。この目的を損なうような、先ほど環境に配慮して非常に理想的なガイドラインになっているという評価のコメントがございましたが、私はそれ自体否定するものではございませんが、やはりJBICの存立基盤は非常に重要な点でございます。

その関連で私が申し上げたいのは、やはりOOFの場合は輸出信用についてはOECDのコモンラインがある。こういうコモンラインのベースというのは、先ほど石油関係の業界団体の方も言われましたが、やはり民間は市場原理のもとで国際競争にさらされているわけですから、イコールフットイングということで公的輸出信用機関から支援していただきませんと、そもそもビジネスが取れないということでございます。

そういう意味で、きょうは各論の議論を期待されているのかもしれませんが、私としてあえて強調したいのは、国際競争にさらされている民間企業のビジネスを決して阻害することのないように、例えば今度のガイドラインでJBICの審査によって時間が非常にかかる、それでビジネスチャンスを失うとか、そういうことは決して起こることがないように十分運用の点で配慮していただきたいということでございます。

先ほど個別の問題でいくつか論点が紹介されて、そのあとJBICとしての対応、ご意見の開陳がございましたが、その点、私も人権の問題、それから経過期間等については全面的にJBICの考え方に賛成でございます。以上です。

(参加者G)

私も前回、お話しさせていただきましたが、やはりこのガイドラインの作成の経緯を見てまして、OOFのほうでのイコールフットイングの考え方というのが非常に欠如しているというのは間違いなく思っております。できましたら2ページ目の2番の「ガイドラインの目的・位置付け」というところがありますが、ここの最後の「アカウントビリティの確保に努める」というあとに、「また特にOOFに関しては商業上の秘密、他国との競争状態にも留意するよう最大限努める」というような文言をぜひ挿入していただきたいと思っております。

それから社会的影響ということで、前回もお話したのですが、ジェンダーとか子供の権利、たしかにそれ自体は非常に重要なことだと思いますし、御行のほうでそういうポリシーを設けられるのであれば、それはそれで非常に結構なことだと思いますが、果たしてそれが本当に環境問題なのかというのは非常に疑問に思っております。今回のガイドラインというのは、あくまでも環境ガイドラインであるということからすると、やはりジェンダーとかHIV/AIDSというものは切り離して、もしそういうものを作らなければいけないということであれば別の委員会が何かを作って、世銀でいうようなオペレーショナルポリシーを作るべきではないのかなと思っております。

というのは、世銀も彼らの環境ガイドラインである政府ガードポリシーの中には、ジェンダーとか子供の権利、HIV/AIDSというのは含めていないです。別のオペレーショナルポリシーとして彼らも作っているわけで、結局、政府ガイドポリシーの中に入れると、個別のプロジェクトでそういうものを評価するというのは非常に難しいです。世銀も結局、個別のプロジェクトでそれらの影響度を評価するというのではなくて、全体としてHIV/AIDSが蔓延している

国に対して世銀としてどうやってサポートしていくのかとか、ジェンダーも含めてですが、もうちょっと包括的なオペレーショナルポリシーを作っていると思っています。

御行も、やはりそういう形でやられたほうがいいのではないかと思います。ジェンダーとかHIV/AIDSというのは個別のプロジェクトでどうやって影響度を評価するかというと、非常に難しいと思います。逆に、具体的に何を調べればいいのかということにもなりますし、特に輸出の場合ですと湾岸諸国に輸出する際にジェンダーという話になると、これは結局、そこを徹密に解釈していくと彼らの宗教上の概念に行き着くわけです。だから我々からすると、たしかに「イスラムの国、男女平等ですか」と言われると、我々の概念からするとそうじゃないです。それを物売りの我々から相手の国の宗教上の問題なので、そこまで言えるのかというのがあります。

そういう問題は、環境ガイドラインということではなくて、もっと世銀が作っているジェンダーのオペレーショナルポリシーのような包括的なものにしていただきたいと思っています。以上です。

(参加者H)

なかなか私も、こういった企業の皆さんと直接にお会いする機会がないので、私たちがどういうことを考えてこのガイドライン、私はこの研究会にもかかわってまいりましたが、非常に誤解が多いのではないかと思いますので、そういった欠点もふまえて意見させていただきたいと思っています。

先ほどの方、環境のガイドラインなので環境だけをやればいいとおっしゃっていましたが、そういったものを日本政府が支援する、環境さえ配慮すればそれでいいのか、というふうに皆さんももちろんお考えではないと思います。私も、まさに今おっしゃっていただいたように世銀が作っているような個別の先住民族のガイドラインとか、あるいはジェンダーのことも踏まえた包括的なガイドラインが作られる必要はあると思っておりますが、それは時間がかかると思っております。まずこのガイドラインを作っていく。その中で最低限含めるべき事項として、この人権のところ細かいことは書けない。頭の中で前文の中で何とか書き込もうと、持続可能な発展の中に人権の趣旨を入れていこうということで、私も実は人権に関する原則や条件、協定に沿って融資を行うべきというこの研究会の提言の中で盛り込まれたような条件が含まれるべきと思っております。

最低限今のような形で含まれる必要があると思っておりますし、環境のガイドラインといっても、この目的は途上国、あるいは新興市場国の中で支援が行われるプロジェクトに対して、マイナスの影響が起こるようなものに日本政府機関として融資を行うことはやめようという、そういうふうなものに関しては融資を行わないように、あるいはそういう影響がある場合は、きちんとした配慮をして支援をしていこうという考え方ですから、もちろん環境だけが配慮されればそれでいいという問題ではないと思いますので、今のお考えはどうかと思っております。

先ほどから国際的な競争力とか、あるいはエネルギーの安定供給というお話がありましたが、私どもが今までかかわっているプロジェクトの中で最も環境人権の問題が起こっているのは石油開発のプロジェクトでございます。私も石油開発のプロジェクトにかかわった活動家の友人を1人亡くしておりますし。石油開発を全くするなということは言えませんが、例えば国際協力銀行が現在行っている石油開発プロジェクトに関しましては、安全面の輸送のセキュリティに関しまして、北海や、あるいはアラスカで行われているようなセーフティメジャーを十分に取らないような、そういった環境のダブルスタンダードも実際に起こっているわけでございます。そういったものを支援していくことが果たして本当に日本の企業の支援になるのかどうか、と私は考えております。

ですから、本当に何のためにこのガイドラインをするのか、ということをご理解いただきたいと思っておりますし、先ほど申し上げましたように、私ども人権の表現に関しては、これは不十分だと思っておりますし、今後もう少し細かい基準づくり、あるいはどういうふうなものを参照していけば、企業の方々にも人権の配慮がなぜ必要なのか、ということを知っていただけるような、そういったマニュアルづくりを今後企業の方にも入っていただいて、ぜひ作っていかないと私は何も変わらないと、きょう参加させていただいて実感したところでございます。

また細かいこともございますが、遵守の確保に関しましては、私どもガイドラインができたと同時に施行されるべき機能だと思っておりますし、こういった第三者的な機関で公正な中立な調査が行われて、本当に融資の事業が環境に十分な配慮がされているものなのか、あるいは現地で被害を起こさないものなのかどうか、それをきちんとチェックしていくための仕組みのまず第1歩をつくりましょうというところで、実際このガイドラインを実行していくためには事業者の方々のご協力なしで絶対できないと思っております。NGOがいくら監視したところで見られるプロジェクトは、一つとか二つとかそのレベルです。事業者の方々に変えていただかないと途上国の問題、日本が深くかかわっている問題、本当に解決していかないとと思っております。

これはコメントといいますが、あまりにも認識の違いが大きすぎて、私本当にどうすればいいのかと思ってしまうので、この場にたくさんの方がいらっやっているので、ぜひ、考えを共有させていただくひとつの機会になればと思ひまして発言させていただきました。また細かい点に関しましては、文書でコメントさせていただきたいと思っています。ありがとうございました。

(参加者I)

今の方のご発言をお聞きしまして、企業のほうの主張というのは全くの誤解だというようなお話があったのですが、それも聞き方だと思います。環境に対する対策を取るべきだということは皆さん共通の認識でして、そこに対しての考え方がちょっと入り口が違うというところ、そこをもって「全く認識が違う誤解だ」と言われてしまいますと、これはどこまでも一致する点が見いだせないという話になると思います。今、お2人とも話し合っ、いずれも共通しているの

は世銀のように別々な基準ができればいいのですが、ただ、それは今回の環境のガイドラインという機会において入れるべきであろうというのが一方のご意見であって、他方からすると研究会に参加しなかったということもありますが、本来ならば別に作るべきではないかと。

今回のガイドラインの案を見ますと、例えば5年以内にまた見直すとなっていますから、例えばJBICのほうにおかれまして5年という期間のうちに、また人権の問題というところに関しては、別のルールが国際規準でできてくれれば見直して、場合によっては環境から切り離れた形で作られる予定であるという方向性を何らかの可能性をもっていらっしゃるのであれば、そういうご説明があれば、また企業のほうもなるほどと。例えばNGOの方におかれても、それができればそれはそれでいいです、ということになるのかなという印象をもちました。

それと企業は、たしかに国際競争力というのを非常に大切に思っておりまして、この点に関して、例えば先ほど石油開発は、ご友人を亡くされたということであれば非常に思い入れも強いかと思いますが、決して危険なことをしてお金儲けだけしようと考えている人はあまりいないはずで。当然、必要なものを作るために必要なことをやっているということですから、おそらくは両者誤解を解く方向で話をすべきものかなと、今、話を聞いていて思いました。

まとまりがないのですが、いずれにしても、例えば人権の話に関しては別途基準をつくる予定、方向性もあり得るといふことであれば、そういうご説明があればひとつ方向性が見えるかなと。それから企業の意見に関しましては決して何も考えていないということではなく、環境問題は非常に大切だということもみんな認識はしております。ただ企業活動というのも当然、日本国民生きていくうえでも必要なものですから、そこに関しましては一致する点を見つける方向で話をしていければいいのかなと、そういうところを私どもも本当は調整をしていかなければいけないのですが、まだ何をどうすればいいところまで考えがまとまっておりません。誤解と言ってしまうと誤解なのでしょうが、お互いの言い分をもう少し聞いてみませんか、というのが私なりの意見です。まとまりがありませんが、コメントさせていただきます。

(本郷課長)

2点、我々の考えをご紹介させていただきたいと思っております。最初が人権の話、その次が国際競争力の点でございます。人権につきましては、私なりに考えますと共通点はある、同じことを言っているような気がいたしております。

先ほど人権につきまして、私どもの考えを紹介させていただきましたが、人権といってもかなり広い概念でございます。人権の中には個別のプロジェクトで考えるべきものと、それから国レベルでもっとマクロに考えていくものと2種類に理念的に分けて考えております。

後者につきましては、さすがに私どものこの環境ガイドラインで対応するというのは難しいと思っております。そういう点では一方のご意見と同じではないかと思っております。もう一方のご意見と共通の点は個別のプロジェクトで扱えるものは、この環境ガイドラインで取り扱おうという点だと思っております。

例えば、女性・ジェンダー、子供の権利ということでございますが、例えば具体的にどんなことかということでは想像してみれば、例えば住民移転を行ったようなケースにおいて移転先のところ、移転する人の中にも当然子供もたくさんいるわけです。そういった子供たちの移転先が全く学校もないようなところである場合本当にそれ適切なのですか、というようなことがあると思います。こういう点については、やはり子供に対しても十分配慮すべきではないかという点で反映されているようにも思いますし、また女性ということであれば同じように移転した場合、女性の働き方というのは変わる可能性があります。そうした場合、手に職をつけるということで職業訓練しているようなケースというのもたくさんございます。そういう意味で個別のプロジェクトでも、やはりいくつか確認すべき点はあるし、個別のプロジェクトで確認したほうがよいような点もあるという気がいたします。

この点については両者のご意見に答えているという点で共通ではないかと、そんなに大きなギャップはないと考えております。

それからもう一つ国際競争力の点でございますが、例えばということで石油開発が例に出ております。たしかに一般論として考えてみた場合に、石油開発というのは環境に対してかなり大きな影響を与える可能性はございます。ただ一方で、石油開発業界というのは、かなりいろんな経験を積んでおられまして、特にオイルメジャーの場合は、相当な経験を積んでいて、相当に環境面でしっかりしたことをやっているというのも事実だと思います。

私も、そんなにたくさんプロジェクトを知っているわけではない、すべてを知っているわけではございませんが、そういった一般論としてかなり大きな影響を及ぼす可能性のあるところほど、かなりきちんと配慮しているということも一方であるような気がいたしております。

(参加者J)

先般も参加させていただきまして、そのときにも申し上げたのですが、プロジェクトの進捗が遅れるのではないかと心配、私も非常に思っております。

つきましては、特にEIAレポート等がきちっと出てこないために交渉、契約締結までに時間がかかるとか、いろいろ出てくるケースが多々あるのではないかと想像されるわけです。これもひとつ質問ですが、今、JBICのほうでやっておられるSAFのスキームがございまして、その中に入るのかも分かりませんが、環境配慮のためのスタディなりプロジェクトの進捗を早めるための何からの現地政府への援助というものがSAF等のスキームの中、または別途融資条件、このプロジェクトが動いたら本体のほうにつけるとか、そういうようなことをやっていただくとスピードアップ、

進捗がスムーズにいくのではないかと考えるのですが、いかがでございますか。

(参加者K)

2点ございます。1点は文言にこだわるようでございますが、今回の原文10ページにあります「対象プロジェクトに求められる環境配慮」というところがあって、その冒頭に「環境配慮が行われていることを原則とする」とございますが、あえて「原則とする」という言い方をしなければならないような具体的な何か心配すべき事項がおありなのかどうか。ただ、言葉の用意としてつけているものならば、これは「環境配慮が行われていること」と、言い切るべきではないかと思えます。そのへん、この文言の裏にどういうご配慮があるのかうかがいたいと思えます。

2点目は外部委員会でございますが、先ほどの特別の今回のテーマになるだろうという項目のひとつにもございましたが、私はこれはぜひ設ける方向でお考えいただきたいと思えます。

と申しますのは、前回私もアセスの主体が事業者であることの中立性について質問を申し上げ、それなりのご説明はうかがっておりますが、私はロジカルにただ疑わしいことが起こり得るからということではなくて、今まで少なくとも日本の中におけるアセスというのは事業主体で行われているから、結局は事実を性格に把握し、分析するのではなくて、goという作文をしているだけであり、実際におやりになっているコンサルの口から「うん」という報告書を出さなければ発注元から受け取ってもらえないからしょうがないという声を聞いている体験に基づいているわけでございます。

そういう意味では、今、いろいろとそれなりのご配慮はしておられると思えますが、末端でタスクを負っておられるご担当は決して東京の中央で考えられているようなきれいなことではいっていない面を我々にお見せになっています。したがって、実施がそのとおりに行われたかどうかという、このへんのところぐらいはせめて形のうえでも第三者制が確保される外部委員会というものをもたなければ魂が入らない仏を作ることになるのではないかと危惧するので、これは意見として申し上げます。

(山田課長)

今の方からのご意見でSAFスキームについてですが、SAFスキームの中のSAPROFでEIAを支援することは有り得ると考えております。そのためには当然、予算の増加が必要ですので、来年度以降その方向で予算要求をしていきたいと思っております。

それからあとSAF以外に何かできないかということですが、これはF/Sでやるべき問題だと思っておりますので、例えばJICAベースでやるF/Sですと、外務省なりJICAなりとお話をしないといけません、開発調査の中でEIAの特に住民との協議、そういったものをやるような予算を別途作る。それから今、JICAと連携D/Dというのをやっておりまして、そこにおいてEIAを作ることを強化する、いずれにしても私どもだけではできませんので、来年度以降F/Sを作るところと協議をする必要があると思えます。

3点目に本体の融資に含められないかということですが、円借の場合、E/S借款がありますから、E/Sでは含められると思えます。ただL/Aの前にこういったEIAをやっておくというのが原則ですので、本体の中のD/Dでは難しいのではないかと考えています。

(森課長)

10ページの対象プロジェクトに求められる環境配慮というところで、いくつかの項目について「原則とする」というところの趣旨についてですが、基本的な我々の考え方としましては、ここにあります項目は環境配慮という中でとらえるべき最多項目であろうということであげております。

ただ、これを事業者に対してやれというふうに書きますと、環境にあまり影響がないようなプロジェクトでも全てそれら項目を満たしていないといけないのかという懸念を想起させ、また現実的ではないと考えられますので、そうではなくてプロジェクトのおかれている立地条件とか、プロジェクトの性格といったものを勘案して、この項目の中で必要なものを適宜ピックアップして環境配慮を行なうというのがよりプラクティカルであろうということから、ここでは原則とするという表現を使っているということでございます。

(参加者L)

私も研究会に参加させていただきまして一緒に環境の議論をさせていただきました。自分は10年程前に世界銀行の理事補をしておりまして、世銀自体もたいへん厳しい環境ガイドラインをやっておりますが、さまざまな環境上の問題を引き起こしてしまいました。自分がいたときはナルマダダム、これは世銀と当時のOECFが協同融資されておりました。しかも年次協議案件でございまして、1年目、2年目と分かれてあったものでございます。

結果としてこれは残念ながら途中1次で終わったところでやってしまったと、自分も世銀のいろんな理事会、いろんなNGOの方にも会い、それからいろんな途上国政府の人にも話を聞いてきまして、たいへん難しい問題であるなという経験をいたしました。それから今の国際局に來まして、こういった研究会に出るような機会がありまして、一生懸命、自分なりに考えたところでございます。

先ほど事業者の方もおっしゃっていましたように環境に配慮しない企業というのはないと思えます。自分自身も、

個人的には自分も経産省とたいへん関係の深い予算の関係をやらせてもらったり、かつ石油開発の関係の仕事にも携わりました。皆さん一生懸命やっておられます。自分の経験から言いますと、最終的に環境配慮が適切にされるのが、みんなのコストを下げる。結果として事業もスムーズに行く。

問題が起こった案件はものすごく時間がかかり、JBICのコスト、それがひいては税金にもつながるし、もちろん事業者の皆さんのコストにもなる。そういった意味で、おそらく事業者の方も皆さん同じような意識であると思います。その意味で、みんな同じ共通のゴールに向かって日本が一生懸命がんばっていく、そういった中で議論いただきたいへんありがたいと思います。

それからひとつお願いなのは、せっかく事業者の方も出ていらっしゃいますので、スムーズなプロセスというときに具体的に何がご懸念があるのかということを確認におっしゃっていただければ、私どもも非常にありがたいと思います。

それから、世界銀行、あるいはアジア開発銀行等も、かなり厳しいといわれる条件を課していると言われておりますが、実際にはそれでもさまざまな問題が起きております。それから第3者委員会もつくりましても、果たしてそれが本当に機能しているのかどうかという批判もあります。私どもそういった意見を真摯に聞いて、さらにどういう工夫ができるかということを考えております。そういった議論を、ぜひ、みんなで一生懸命していくべきだと思います。

それから3番目に経緯論でございますが、OECDと旧輸銀が統合されたあと国会で環境ガイドラインがバラバラではないか、というのがたいへんな議論になりまして、その中で国際レベルの統一した環境ガイドラインを作るべきだという議論があり、当時の総裁が明確にそれにコミットをされた、それがすべての出発点でございます。そうした意識のもとで自分たちとしても何とかいいものを作りたいと思って参加してきたわけでございます。OECDのコモンアプローチの話もございますが、あれでコンセンサスがあったというわけではなくて、あのレベルでいいのかどうかといった議論も、かなりあったわけございまして、結果として各国自主的に行う、自主的に行うというのはそれだけでいいという意味ではなくて、それ以上やる国も当然ある。それから日本というのは援助の量が非常に大きい。それから海外投資部門もかなりの量の支援をしている。やはりそういった国である日本が、例えばアメリカなみのしっかりしたガイドラインがなくていいのかどうか、いろいろ私ども内部の中で議論をしております。

雑駁なことをいろいろ申し上げましたが、私どもとしてもみんなゴールは同じだと思いますので、ぜひ一生懸命議論をさせていただいていいものを作りたいと思っております。今後ともよろしく願いいたします。

(入柿課長)

それでは、お約束の時間もまいりましたので、そろそろ閉会させていただきたいと思っております。繰り返しになりますが、私ども2月20日までパブリックコメントの受付を行っておりますので、ぜひ、皆様のご意見をいただきたいと思っております。それでは、きょうはとうもありがとうございました。